

労働者派遣事業に係る各種情報

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条5項の規定に従い、当社に於ける労働者派遣事業に係る情報を以下のとおりお知らせ致します。

労使協定を締結しているか否か: 締結している
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲: 全派遣労働者
労使協定の有効期間の終期: 2026年3月31日

※対象期間: 2024年4月1日～2025年3月31日

1. 派遣労働者の数

労働者の総数(人) (対象期間の末日時点)	190
-----------------------	-----

2. 派遣先の数

派遣先の実数(件) (対象期間の末日時点)	13
-----------------------	----

3. 料金に関する事項

労働者派遣に関する料金額の平均額(円) (1日(8時間)あたり)	¥23,257
派遣労働者の賃金額の平均額(円) (1日(8時間)あたり)	¥15,974
マージン率(% 小数点第3位以下を四捨五入)	31.3%

4. 派遣労働者教育訓練に関する事項

①教育訓練の種類	②対象者	③人数 (人)	④方法	⑤賃金 支給	⑥実施 主体	⑦期間 (Hr)	⑧労働者の 費用負担
入職時基礎教育	新規採用者	26	Off-JT	有給	派遣元	8.0Hr	無
CAD研修(Auto-CAD)	派遣労働者	1	Off-JT	有給	教育訓練 機関への 委託	97.0Hr	無

5. 福利厚生に関する事項

・健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険への加入
・定期健康診断の受診(35歳以上の方は本人一部負担による「人間ドック」受診可)
・弔慰金制度 : ①業務上死亡 ②業務上障がい ③業務外死亡 の場合支給
・厚生施設利用制度 : 福利厚生倶楽部へ加入(但し、1年以上の雇用者が対象)

6. キャリア・コンサルティング相談窓口

採用後コンサルティング希望者は、巡回担当者又はキャリア・コンサルティング担当にご相談下さい。
水戸キャリアセンター連絡先: 029-306-9113